

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 4 月 30 日、夫と二人で市支所に婚姻届に行った時に、夫婦二人分の国民年金と国民健康保険について加入手続を行った。その際、私は、市支所の窓口職員から夫婦二人分の国民年金保険料をそれぞれ 20 歳までさかのぼって納付できると聞いたので、その納付書を郵送してもらうよう依頼した。

その後、しばらくして自宅に夫婦二人分の国民年金と国民健康保険の保険料納付書のほか、滞納となっていた住民税納付書が送付されてきたので、すべて納付することとし、国民年金保険料については私が自宅近くの郵便局で夫婦二人分を納付書により一括して納付した。

夫の国民年金保険料は 7 年分と多くて大変だったが、私は結婚祝儀金と貯金から工面して夫婦二人分の保険料を納付したにもかかわらず、私の保険料のみが 20 歳までさかのぼって納付済みとなっており、夫の 20 歳からの申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人夫婦が結婚した昭和 44 年に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付書により郵便局で納付したと主張しているところ、当該保険料は納付書により納付するものであったこと、及び当該郵便局は申立期間当時実在していたことが確認できるとともに、申立期間の保険料を用意した際の状況、申立人の保険料は自分に比べ

て7年分と多くて大変だったことなどについて、申立人の妻の記憶は具体的、かつ、鮮明であり、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の昭和40年4月から44年3月までの4年間の国民年金保険料は、44年10月18日に過年度納付されているが、その時点では、40年4月から42年6月までの期間の保険料については、本来、時効のため保険料を納付することができない期間であるにもかかわらず納付済みとなっていることから、それ以前の申立期間についても納付済みであった可能性を否定できない。

さらに、申立人の妻の国民年金保険料は、20歳までさかのぼって過年度納付していることが確認できるが、申立人の保険料は、申立人が23歳当時の昭和40年4月から納付済みとなっており、申立人のみ20歳までさかのぼって保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人夫婦は、申立期間後、長年にわたる国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から51年11月まで

私は、母親に国民年金の加入を勧められ、妻と一緒に区役所で加入手続を行った。昭和50年度の国民年金保険料を納付するために母親から借りた3万円で、私と妻の二人分の保険料を区役所で納付し、釣銭をもらった記憶がある。その後、妻が銀行で納付書により現金で夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。一緒に保険料を納付していた妻は、納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻と一緒に国民年金の加入手続を区役所で行い、母親から借りた3万円で、夫婦二人分の昭和50年度の保険料を納付したと主張しているところ、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人が納付したと主張している保険料の金額も、申立期間当時の保険料の金額とほぼ一致しており、申立内容に特段不合理な点はみられない。

また、申立人は、昭和51年4月以降の期間について、申立人の妻が銀行で夫婦二人分の国民年金保険料を納付書で納付していたはずであるとしているところ、申立人が申立期間当時居住していた市では、納付書により銀行で保険料を納付することは可能であり、夫婦一緒に納付していたとするその妻の申立期間の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の特殊台帳では、昭和50年度の国民年金保険料が納付済み

から未納へと訂正されているが、その訂正された時期及び理由は不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年4月まで

私は、結婚後の昭和42年4月ごろ、町内会の役員であった集金人に依頼して国民年金の加入手続きを行い、その後、毎月、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。その際、集金人は、自宅に保管してある国民年金保険料納付書に領収印を押していた。私は、保険料の領収印が押印された国民年金保険料納付書を所持しているにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、毎月、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が所持している昭和44年度及び45年度の国民年金保険料納付書には、昭和44年4月を除くすべての期間の欄に、現に保険料が納付済みとされている昭和49年度から51年度までの当該納付書と同様に領収印が押されていることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月から46年3月までの期間について、保険料を納付していた可能性が高いものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和46年4月から48年4月までの期間については、前述の申立人が所持する国民年金保険料納付書が発行された時期に挟まれた期間であり、同期間の前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が同期間の保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和42年4月から44年4月までの期間につい

ては、申立人が同期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 5 月から 48 年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から47年3月まで

私は、昭和45年10月ごろ、付加年金開始の新聞記事を読み、すぐに市の出張所で付加年金の加入手続を行い、保険料は、集金人に払ったことを覚えている。私の年金手帳には、昭和45年10月に付加年金の加入手続を行ったことが分かるスタンプが押してあるにもかかわらず、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月に国民年金の付加年金加入手続を行い、保険料は集金人に納付したと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳には、付加年金に加入したことを示すスタンプが同年10月付けで押されており、申立期間の定額保険料はすべて現年度に納付済みとされていることから、付加保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人が、申立期間当時居住していた市が保管する「国民年金保険料検認（納付）記録票」では、申立期間直前の昭和44年度の一部の期間の定額保険料が未納とされていることが確認でき、申立人の特殊台帳では、申立期間を含む45年度及び46年度の定額保険料が、未納から納付済みに訂正されていることが確認できるが、いずれの期間も申立人の年金手帳には、現年度納付されたことを示す検認印が押されており、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、国民年金加入期間の定額保険料はすべて納付済みであり、昭和57年4月以降は、付加保険料と合わせて保険料の前納を行うなど、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月

私は、昭和51年9月に国民年金の任意加入手続及び付加年金の加入手続を行った。その後、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付し続けていたにもかかわらず、加入当初の1か月のみ保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳は、昭和51年9月17日に発行されており、同日に任意加入かつ付加年金にも加入したとされており、加入当初の1か月のみ付加保険料を含めて保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金に任意加入してから第3号被保険者になるまでの間、申立期間を除き保険料を完納していることを考えれば、申立期間についても、申立人が保険料を納付する意思を有し、付加保険料を含めて保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間は1回、かつ、1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、国民年金制度が創設された当時、私の元夫が自由業であったこともあり、私の母親から国民年金への加入を勧められたことから、私自身が区役所で夫婦二人分の加入手続を行った。

国民年金保険料については、夫婦が別々に納付することとし、私の分は私自身が区役所で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度創設当時、申立人の元夫が自由業であったこともあり、申立人の母親から勧められて加入手続を行い、区役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、社会保険オンラインシステムに当初記録されていなかった申立人の別の国民年金手帳記号番号が、国民年金制度創設時代に夫婦連番で払い出されていたことが今回判明したことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立人の国民年金の加入動機は明確であるとともに、申立期間当時の記憶は具体的、かつ、鮮明であり、申立内容に特段不合理な点は認められないことから、そのような申立人が加入当初から保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間における国民年金保険料をほとんど納付済みであるとともに、長年にわたり任意加入しているなど保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年月 3 まで

私は、昭和 52 年 3 月に会社を退職し、その 2 か月後くらいに、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、いくらかの国民年金保険料を納付し、その後の保険料は、市役所の出張所か銀行で、納付書によりずっと納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人が主張する昭和 52 年ごろではなく、54 年 9 月ごろと推認されるものの、申立人は、加入手続の際に、いくらかの国民年金保険料を納付し、その後は、送付されてきた納付書により保険料を納付していたとしており、申立人が加入手続を行ったと推認される 54 年 9 月時点で過年度納付となる昭和 53 年度の保険料が、現に納付済みとなっていることから、少なくとも申立人に対して 53 年度の過年度保険料の納付書が送付されていたことが確認できる。

また、申立人が申立期間当時居住していた市及び同市を管轄する社会保険事務所では、申立人に昭和 53 年度の納付書が送付されているのであれば、2 年の時効期限からみても、申立期間である 52 年度の納付書が送付されている可能性がないとは言えないとしており、仮に、申立人に、52 年度の納付書が送付されていたとすると、申立期間の国民年金保険料も当該納付書により納付していたとしても、特段不合理な点は見られない。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、

保険料の未納はなく、保険料を前納している期間もあるなど、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

昭和39年頃に会社を退職した後、夫の国民年金保険料を集金に来ていた集金人の勧めで国民年金に加入した。

集金人に、夫と同じ加入年月日にするように言われ、昭和36年4月から加入した。加入手続は私が集金人に行った。

現在所持している国民年金手帳のほかに、昭和39年頃に加入手続を行った際に交付された国民年金手帳を所持していたが、ボロボロになってしまったため、夫が当時所持していた国民年金手帳と共に処分してしまった。

国民年金保険料は、さかのぼり分を私が集金人に一括で納め、加入手続を行った以降の保険料は、夫の保険料と併せて私が定期的に集金人に納めていた。

申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が主張するとおり、申立人の所持する国民年金手帳の記録から、その前後の国民年金保険料を3か月ごとに集金人に納付していたことが確認できる。

また、申立期間②は3か月と短期間であり、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるとともに、申立期間②の前後を通じて住所や申立人の夫の仕事に変更はなく、特段の生活状況の変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②は年度末の3か月であり、仮に現年度内に納付ができなかった場合には、過年度納付によることとなり集金人に納付できないが、申立人は、他の年度の年度末3か月分の保険料を、実際に過年度納付していることから、申立期間②の保険料についても、現年度納付できなかった場合には、過年度納付していた可能性が十分に考えられる。

2 一方、申立期間①については、申立人は、会社を退職した後の昭和39年頃に、申立人の夫の国民年金保険料を集金に来ていた集金人に国民年金加入の手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は43年3月に職権適用により払い出されており、その時点では、申立期間①の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、国民年金手帳記号番号払出簿の調査結果でも、同年3月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、昭和39年頃に加入手続を行った際に交付された国民年金手帳には、申立期間①が納付されたことを示す細長い領収書が何枚も貼ってあったと主張しているが、当時申立人が居住していた市で領収書が交付されたのは46年4月からであり、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、口頭意見陳述においても、申立期間①の保険料を納付していたことを裏付けるような証言を得ることができず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は申立人が主張する昭和48年3月11日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年9月26日から48年3月11日まで

私は、社会保険事務所に記録照会をしたところ、厚生年金保険の資格喪失日が昭和47年9月26日となっており、申立期間については被保険者期間ではない旨の回答を受けた。厚生年金基金の資格について確認したところ、資格喪失年月日が48年3月11日となっているため、厚生年金保険についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び同僚の証言、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B基金の「加入員異動履歴照会回答」によると申立人は、同基金で昭和47年2月5日に資格取得し、48年3月11日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、B基金からは「厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に係る届出は、複写式の様式を使用していて、全部で6枚あり、1から3枚目は当基金に、4枚目は健康保険組合に、5、6枚目は社会保険事務所に提出することとなっていた」との回答を得ており、社会保険事務所と厚生年金基金の双方に異なった資格喪失日を届け出することは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和48年3月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金加入員異動履歴照会回答の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち昭和27年4月1日から29年6月23日までに係るA社の事業主は、27年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年6月23日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年4月から29年4月までは8,000円、同年5月は1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年7月30日から29年6月23日まで
私は、申立期間において、A社で、正社員としてB業務を時給48円で行っていた。昔のことはよく分からないが、当該期間についての厚生年金保険加入期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和27年4月1日から29年6月23日までについては、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日の一部が相違しているものの、同姓同名の者（以下「C氏」という。）が昭和27年4月1日に資格取得し、29年6月23日資格喪失していることが確認できる。

また、社会保険事務所で保管している厚生年金保険記号番号払出簿においても、上記と同様に申立人と生年月日の一部が相違しており、昭和27年4月1日に資格取得されている記録が確認できる。

さらに、申立人及び元社員から聴取しても、申立期間当時に申立人と同姓同名の社員がいたことは確認できず、A社において、昭和26年5月1日から27年4月1日までに資格取得した950名について厚生年金保険被保険者名簿で調査したところ、申立人と同姓同名の者はみられない。

加えて、C氏の記録は、基礎年金番号に統合されていない。

これらを総合的に判断すると、C氏の被保険者記録は申立人のものである。

り、事業主は、申立人が昭和27年4月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び29年6月23日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和26年7月30日から27年4月1日までについては、A社で申立人と同時期に勤務していた配偶者の使用証明書の使用開始日が昭和27年5月21日となっており、厚生年金保険の資格取得日の27年8月1日と相違していること、及び申立人と同年月日に資格取得した従業員2名も証言している入社日の後に期間をおいて資格取得をしていることから、当該事業所は、入社後すぐに厚生年金保険の加入をさせていなかったことがうかがえる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち昭和26年7月30日から27年4月1日までについて、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、社会保険事務所のC氏の被保険者記録より、申立期間のうち昭和27年4月から29年4月までの標準報酬月額は、8,000円、29年5月については1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 46 年 12 月 21 日まで
社会保険庁の記録では、昭和 49 年 11 月 29 日脱退手当金が支払われたことになっているが、脱退手当金の手続をした記憶は無い。
当時、年金に対する知識もあまり無く、一時金として受給できることを知らなかった上、厚生年金保険被保険者証も無いのに手続できない。
また、長男が昭和 48 年 5 月に生まれているが、出産後体調も悪く、脱退手当金の手続などできる状態ではなかった。
脱退手当金が、支給されたことになっているのはどうしても承服できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 年 11 か月後の昭和 49 年 11 月 29 日に支給の記録があるほか、申立人の資格喪失日の前後 1 年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を有する 36 名の脱退手当金の支給記録を検証したところ、受給している者は 4 名と少ないことから、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、社会保険事務所が保管する A 株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 47 年 2 月 16 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から42年3月までの期間及び60年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から42年3月まで
② 昭和60年6月から同年9月まで

私は、結婚した当初、20歳になったら国民年金に加入しなければならないことについて、元妻と二人で話したことがあった。私の元妻は、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、申立期間①について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

また、申立期間②について、私は、集金に来ていた銀行員又は銀行及び郵便局の窓口で国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間①については、申立人は、申立人の元妻が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続き等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き等を行ったとする元妻からも証言が得られないことから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和42年9月に払い

出されており、その時点で、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間①から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①について、申立人は、申立人の元妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているが、その元妻も申立期間①の保険料が未納とされている。

3 申立期間②については、申立人は、申立人の元妻の保険料とは別々に保険料を納付していたと主張しているが、申立人が申立期間②当時居住していた区が保管する国民年金被保険者収滞納一覧表によると、申立期間②直前の昭和 60 年 4 月から同年 5 月までの期間、及び申立期間②直後の 60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間について、夫婦ともに同一日に保険料を納付していたことが確認できることから、その途中の申立期間②の事情についても、夫婦一緒であったと考えるのが自然であり、申立人の元妻も申立期間②の保険料が未納とされていることから、申立人のみ申立期間②の保険料を納付していたとは考えにくい。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2062

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月ごろに自治会の役員に勧められ、国民年金の加入手続を行った。その後、集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 47 年 3 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の大半は時効により納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月及び同年 3 月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月及び同年 3 月

昭和 57 年 2 月ごろ、口座振替の手続を行うために区役所に行った。そのときかどうかは覚えていないが、未納となっている国民年金保険料を精算した。

昭和 49 年 10 月から付加保険料を定額保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の付加保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が預金出納帳として使用していたとする昭和 57 年 11 月の預金通帳に、申立期間の国民年金の定額保険料と同額が引き出されている旨の記載があり、その金額を同年 2 月及び同年 3 月分の国民年金保険料として納付したとする旨が申立人の夫の筆跡で記載されているとしており、申立期間の保険料は、定額保険料のみ同年 11 月に過年度納付されていたことが確認できる。

また、申立人の特殊台帳によっても、申立期間の定額保険料は過年度納付されていることが確認できるが、制度上、付加保険料は、過年度納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から43年3月まで

私は20歳になったら国民年金に加入しなければならないと思い、昭和36年ごろに国民年金の加入手続を行った。申立期間については、自宅に毎月集金人が来て、私が国民年金保険料を現金で納付し、集金人は年金手帳に検認印を押していた。36年ごろに発行された年金手帳は、検認欄がいっぱいになったため、新しい手帳と引き替えに集金人が回収した。集金人はその時、記録は台帳に登録済みなので大丈夫だと言っていた。申立期間の年金手帳を渡してしまったため、証拠となるものは手元にないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和36年ごろ、時期や場所を覚えていないが、国民年金の加入手続を行ったとしているところ、38年及び42年に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、いずれも夫婦連番となっている。

また、申立人は申立期間の保険料を、申立人の元夫の保険料とともに納付したと主張しているところ、申立期間については元夫も未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は加入手続や納付金額などの記憶が不明確であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成5年2月まで
60歳になったころ、国民年金の任意加入ができる旨を聞いたため、妻が任意加入の手続を行ったと思う。
60歳以降も国民年金保険料を口座振替で納付しており、金融機関の通帳でも、保険料が振り替えられていることが確認できるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の申立人及び申立人の妻の国民年金保険料を申立人名義の預金口座からの振替により納付していたと主張しているところ、当委員会に提出された申立人の預金通帳で確認できる範囲では、確かに、平成元年5月から2年3月までは二人分の保険料が、2年4月から4年5月までは一人分の保険料が振り替えられていることが確認できるが、申立人の預金通帳に記載された保険料の納付日は、記録上、申立人の妻及び申立人の長男の保険料の納付日と一致しており、申立人の保険料が、申立人の預金口座からの振替により納付されていたかどうか判然としない。

また、申立人の妻は、申立人の長男の国民年金保険料を申立人の預金口座からの振替により納付していたことがあり、その後、時期は覚えていないが、申立人の長男の保険料は、長男の預金口座からの振替により納付していたとしているが、申立期間当時、長男の保険料が長男自身の預金口座から振り替えられていたことを確認することができない。

さらに、申立人は、60歳に達したころ、申立人の妻が申立人の国民年金の任意加入手続を行ったと思うと主張しており、申立人の妻は、申立人が60歳に達した当時自宅を訪問してきた者に、口頭で任意加入する旨伝えたとは

しているが、申立人の任意加入手続を書面で行った記憶はなく、申立人の妻が申立人の国民年金の任意加入手続を行ったかどうかは不明である。

加えて、申立期間は 60 歳以降の国民年金の任意加入期間であり、記録上、申立期間は未加入期間であるとともに、申立人が 60 歳に達した時点において、申立人の保険料納付済期間は加入可能期間に 1 か月不足しているのみであることから、申立期間の大半は、申立人が国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付する必要はない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの期間、同年10月から57年3月までの期間、59年1月、同年4月、同年6月から60年4月までの期間、同年7月、同年9月から同年10月までの期間及び61年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和56年10月から57年3月まで
③ 昭和59年1月
④ 昭和59年4月
⑤ 昭和59年6月から60年4月まで
⑥ 昭和60年7月
⑦ 昭和60年9月から同年10月まで
⑧ 昭和61年1月

私は、昭和36年に国民年金制度が創設されたので、自ら加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、納付書により金融機関で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8回で合計26か月に及んでおり、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることは考えにくい。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を絶対に納付していたとは言えないとしており、申立人の夫も、申立人の申立期間の保険料の納付が滞っていたことがあったかもしれないと証言している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から7年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から7年8月まで

私は、私の夫が会社を退社した昭和56年に市役所で国民年金の加入手続を行った。加入してからしばらくの間は国民年金保険料を納付していなかったが、平成8年6月に市役所内の金融機関で滞納となっていた市民税や国民健康保険料等と一緒に申立期間の国民年金保険料を一括して納付した。私は、これらの保険料等を納付したことを示す領収書を所持しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す領収書を所持しており、滞納となっていた保険料を一括して納付していたはずであると主張しているが、その領収書であると主張する紙片には金額が印字されているものの、発行日付、発行元、明細の記載及び領収印が無く、申立期間当時の国民年金保険料額に一致する金額も記載されていないことなどから、国民年金保険料の領収書とは認め難く、口頭意見陳述においてもほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、平成8年6月に申立期間の国民年金保険料を市役所内の金融機関で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳は9年3月に交付されていることが確認でき、8年6月の時点では、申立期間は未加入期間であることから保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から44年8月まで

私は、勤務先の会社を退職後、母親に勧められ、昭和42年10月ごろに国民年金の加入手続を行った。その後、3か月ごとに区役所で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後、3か月ごとに国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は44年9月ごろに払い出されているとともに、申立人の国民年金手帳によると、同年9月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳の交付を受けたことがなく、区役所で国民年金保険料を納付した際に領収書を受け取っていたと述べているが、申立期間当時、申立人が居住していた区では、現年度保険料の徴収について、国民年金手帳に検認印を押す方法によるほかなく、区役所では現年度保険料の領収書を発行していなかったことが確認できることから、申立内容と合致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から56年12月まで

私の妻は、昭和55年6月ごろ、私の国民年金の加入手続を区役所で行った。国民年金保険料については、納付義務があると考えていたし、妻の父親からきちんと納付するように言われていたこともあったので、妻が定期的に夫婦二人分を金融機関で納付していた。私は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを記載した家計簿を所持しており、保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを記載した家計簿を所持しており、夫婦二人分の保険料を納付していたはずであると主張しているが、その家計簿に記載されている保険料額は、一人分の金額であり、納付記録上、保険料が納付済みとなっている申立人の妻の分であると推認できるとともに、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和55年6月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、58年12月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの期間、同年6月から55年8月までの期間、同年11月から59年4月までの期間、同年8月から62年7月までの期間、同年12月から平成2年10月までの期間、3年3月及び9年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から44年3月まで
② 昭和44年6月から55年8月まで
③ 昭和55年11月から59年4月まで
④ 昭和59年8月から62年7月まで
⑤ 昭和62年12月から平成2年10月まで
⑥ 平成3年3月
⑦ 平成9年4月から同年10月まで

私は、最初に勤めていた会社を退職後、すぐに自分で区役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、私が区役所へ行き、用紙に氏名と窓口の担当者に言われた金額を記入し、妻の分と併せて二人分の保険料を納付したが、単身赴任していた期間は、妻が私の分の保険料と併せて二人分を納付した。夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付について、単身赴任していた期間は、申立人の妻が申立人の分と併せて、二人分の保険料を納付し、それ以外の期間は、申立人が申立人の妻の分と併せて二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、その妻も保険料の未納が散見される上、申立人の妻は、申立人が単身赴任していた期間の保険料の納付を申立人から頼まれた記憶はなく、申立人の保険料を納付していたかは分からないとしていること、及び申

立人が単身赴任していない期間の保険料については、申立人ではなく申立人の妻自身が納付していたとしていることから、申立人の主張と一致しないなど、申立期間当時の納付状況が不明である。

また、申立期間は7回で合計 262 か月間に及び、これだけの回数及び長期間に渡る事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることも考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2071

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金制度発足時に任意加入手続を行い、国民年金保険料を 60 歳まで未納のないように納付してきたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付額などの記憶が不明確であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 57 年 3 月までに国民年金の受給資格の取得に必要な 21 年間分の国民年金保険料を納付しており、その直後に国民年金の資格を喪失していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年7月まで

私又は母親は、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。その後、私が結婚するまでの間、私又は母親が市役所で国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろに国民年金の加入手続を行い、加入当初の申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について、申立人自身が行っていたのか、申立人の母親が行っていたのかははっきりしないと述べているなど、申立期間当時の記憶が曖昧である上、その母親からも証言を得ることができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、市役所で国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、保険料の納付方法は、印紙検認印方式によるほかないが、申立人が加入当初から所持している国民年金手帳の昭和36年度国民年金印紙検認記録欄には検認印が押されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 1 月まで

私は、昭和 36 年 3 月ごろに父親から勧められ、町役場で国民年金の加入手続を行った。その後、毎月、世話役に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法についての記憶が不明確であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 36 年 3 月ごろに町役場で国民年金の加入手続を行い、その後、毎月、世話役に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳によると、国民年金の被保険者資格を取得した時期が 43 年 2 月となっていることから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた町が保管する国民年金被保険者名簿によると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認できるが、同番号によると、昭和 37 年 4 月に国民年金の被保険者資格を取得しているものの、申立人は、同年同月に国民年金加入手続をした記憶がなく、かつ、同一日に同資格が喪失されており、申立期間中、申立人が国民年金に加入していた形跡は見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年12月20日から31年10月8日まで
② 昭和31年11月1日から34年9月1日まで

私は、平成20年2月12日に社会保険事務所で厚生年金加入期間の記録確認をした結果、申立期間について、脱退手当金が支給されているので年金額の計算には算入されないとの回答をもらった。

しかし、退職時に年金か脱退手当金を聞かれたが、請求手続きも、脱退手当金の受領もしていないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和34年9月の前後3年以内に資格喪失した者9名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6名について脱退手当金の支給記録があり、そのうち5名が資格喪失日の2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡先が把握できた者1名は、「当時、会社から口頭で脱退手当金の説明があり、会社を通して脱退手当金を受領していた」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は昭和34年10月13日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入履歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 1 日から 28 年 3 月 15 日まで
② 昭和 28 年 11 月 9 日から 30 年 12 月 21 日まで
③ 昭和 31 年 8 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで

私は、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。

同じ会社に勤めていた弟の嫁が年金を受給しているのに、私が年金をもらえないのはおかしい。脱退手当金を受給した記憶は無いため再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿の中で、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 34 年 10 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した女性被保険者 32 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、30 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、うち 29 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、上記に該当する者のうち、連絡が取れた 3 名が事業主による代理請求があった、又は事業主から脱退手当金制度に関する説明を受けたと証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 12 月 25 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。